

2018(平成30)年4月26日

株式会社アルシェ
代表取締役 鈴木 秀行 様

適格消費者団体 消費者機構日本
特定非営利活動法人
代表理事 佐々木 幸孝

申入れ・要請・問合せ書

私ども消費者機構日本（以下、「当機構」といいます。）は、消費者契約に関する調査、研究、事業者への不当行為の是正申入れ、消費者への情報提供、集団的消費者被害の救済等を通じ、消費者被害の拡大防止・救済を図ることを目的に、消費生活の専門家と法律の専門家ならびに消費者団体などから構成されている特定非営利活動法人です。また、内閣総理大臣からは消費者契約法第13条に基づき適格消費者団体の認定を、消費者裁判手続特例法65条4項に基づき特定適格消費者団体の認定を受けています。詳しくは同封のパンフレット等をご覧ください。

この度、消費者より当機構に対し、貴社とのアダルトビデオ出演のためにする契約に関する情報提供がありました。

この提供情報を踏まえ、当機構では、貴社のホームページのウェブ上の表示、契約書及び勧誘実態等をもとに検討しました結果、消費者契約法に該当する問題があると判断するに至りました。

そこで、当機構は貴社に対し、適格消費者団体として消費者契約法に基づき、下記のとおり申入れ等を行います。

つきましては、本申入れ等に対する貴社の文書による回答を2018年5月31日(木)までに当機構に送付ください。回答書には貴社の住所、電話番号、FAX番号、本件の担当部署・担当者名・担当者のE-Mailアドレスをご記載ください。

なお、本件につきましては、適宜の方法で公表を行います。また、当機構は消費者契約法第23条4項に基づき、本申入れ等の内容と結果を消費者庁に報告します。消費者庁は、消費者契約法第39条に則り公表を行う場合があります。

申入れ事項

第1 退去妨害による勧誘

〈申入れの趣旨〉

貴社が消費者に対して、アダルトビデオ出演（以下「AV出演」という。）のためにする契約の勧誘をする際、消費者が契約を断っているにもかかわらず、複数人で囲んで説得をして、物理的にも精神的にも退去を妨害することを直ちにやめること。

〈申入れの理由〉

消費者契約法第4条3項2号は、消費者が退去を申出ているにもかかわらず、それを妨害する勧説により契約を締結した場合は、当該契約を取り消すことができるとしています。

同条同号の「退去の意思を示した場合」とは、契約しない意思を示すことで足りると解されていますので、消費者が契約「できない」「したくない」などと言っている事実があれば退去の意思を示したものといえます。

そして、若年の消費者に対し、その後も複数人で囲み、説得を続けることで、消費者が精神的に退去できない状況を作り出し、退去できずに契約をすることは、退去を妨害したと評価できます。

貴社は、スカウトを使い、契約目的を隠して消費者を連れ出し、事務所の狭いスペースの奥まった場所に消費者を座らせ、AV出演のためにする契約を消費者が断っているにもかかわらず、複数人で長時間勧説を継続して上記契約を締結させたことは、退去妨害による契約であるといえます。真に自由な意思で締結しなければならないAV出演のためにする契約が退去妨害によって契約されたので、取り消し得る行為であることが明らかです。

従って、消費者契約法第4条第3項に反する勧説を貴社が度々行っているので、同法第12条第1項に基づき、直ちに法令違反の退去妨害行為の勧説を止めよう申し入れます。

第2 不実告知による勧誘

1. 「絶対ばれない」等について

〈申入れの趣旨〉

貴社が消費者をAV出演のためにする契約の勧説をする際、AV出演では実は知人に「顔がばれる」「身ばれする」ことが多々起きており、また「顔がばれる」「身ばれする」ような広告宣伝を実施しているにもかかわらず、「絶対ばれない」「顔ばれしない」「身ばれしない」などと虚偽の事実を告げて契

約の意思表示をさせているので、このような不実告知による勧誘を直ちにやめること。

＜申入れの理由＞

消費者契約法第4条第1項1号は、重要事項について不実告知があった場合に当該契約を取り消せると定めています。

消費者がAV出演契約をするにあたり、AV出演という役務の性格上、他人に知られずに行うことを重要な条件として契約することが通常であるところ、実体として「顔がばれる」「身ばれする」といった事態が発生しており、かつ「顔がわかる」「身ばれする」ような広告宣伝を行っているという事実があるとの情報提供がありました。

「顔がばれない」「身ばれしない」とは、広告における顔の修正や広告場所・広告媒体など広告手法だけでなく、ビデオ自体にも顔の修正が入るなどの条件により、「身元が絶対にばれない」ということです。「顔がばれない」「身ばれしない」といったAV出演は、プライバシーを役務提供の場でのみ放棄するのであり、その他の場所ではプライバシーは守られるのだと消費者には理解されています。出演者個人が広告やビデオ視聴等で特定されるか否かは、役務提供の場以外でプライバシーを無制限に放棄するか否かの問題となり、消費者が契約をするにあたり非常に重要な事項です。身元が特定される、すなわち「顔がばれる」「身ばれする」ことがあれば、プライバシーという重要な利益を侵害されることになりますので、AV出演のためにする契約をしないことが通常の消費者といえます。よって、消費者契約法第4条第5項3号の「重要事項」に該当し、同法第4条第1項1号の「不実告知」に該当します。

従って、消費者契約法第4条第1項1号に反する勧誘を貴社が度々行っているので、同法第12条第1項に基づき、直ちに法令違反の勧誘を止めるよう申を入れます。

2. 「NG項目は守られる」について

＜申入れの趣旨＞

貴社は、消費者に対して、スカウトに対する好意を利用してAV出演のためにする契約を勧誘する際、NG項目（実行する意思のない行為）は守られると告げているが、真実はNG項目は撮影時に実行を求められ守られないのだから、NG項目が守られると勧誘することは不実告知にあたるので、このような勧誘を直ちにやめること。

＜申入れの理由＞

NG項目の指定により撮影内容が限定されることは、消費者の自己決定権及びプライバシーをどこまで放棄するかにかかる重要な意思表示であり、役務の内容を指定する行為ですから消費者契約法第4条第5項1号に該当します。当然、実際の撮影の場で指定した役務以外の行為を求められることは本来債務の内容ではなくNG項目の行為をする義務は消費者にはありません。

ところが、実際には、撮影の現場で突然、NG項目の行為を求められ、拒否できずに応じさせられるという情報提供がありました。

本来、NG項目は、債務の内容を限定するものと消費者が理解しているにもかかわらず、実際には債務内容以外の行為を撮影現場で行う場合があり、しかも自己の意思に反して強要される場合があるということは、NG項目の指定によって債務内容が限定されることが虚偽であり、このような勧誘は消費者契約法第4条第1項1号の不実告知に該当します。

従って、消費者契約法第4条第1項1号に反する勧誘を貴社が度々行っているので、同法第12条第1項に基づき、直ちに法令違反の勧誘を止めるよう申を入れます。

要請事項

第1 契約の勧誘に関する要請

1. スカウトを用いてアポイントメント商法を行わないこと。

スカウトに対する好意を利用して、AV出演のためにする契約を締結させるという勧誘目的を告げずに若い女性を誘い出して契約させたという情報が寄せられています。本来、真に自由な意思によってのみ契約が可能なAV出演契約の勧誘としては、不意打ちによる勧誘はふさわしくありません。真に自由な意思で意思表示ができるように、契約締結目的を告げてAV出演者を勧誘すべきです。

2. AV出演のためにする契約を行う場合に、8日間以上のクーリングオフ期間を設けること。そして、その期間経過までは、個人情報の取得や写真撮影を行わないこと。

勧誘時に個人情報や写真をとられてしまうと、その流出を恐れて、断ることができない状態に置かれます。

従って、真に自由な意思で契約したというためには、クーリングオフ期間を設け、その後、年齢確認をするだけで免許証・保険証などを取得する必要はなく、極力個人情報を取得しないことを心掛けるべきです。写真撮影も全裸・半裸などの写真をとるべきではなく、着衣のままの撮影を行るべきです。

3. 励誘時に、報酬単価、可能な行為、二次使用の場合の報酬など、明確に説明すること。

上記要請のような勧誘によりA V出演のためにする契約をした場合でも、報酬が明示されていなければ、到底、真に自由な意思で契約したとは考えられませんので、適正な業界基準を示した上で、契約時に報酬単価、可能な行為、二次使用の場合の報酬などを契約書で明示すべきです。

4. 契約時には、確実に契約書を出演者に渡すこと。

貴社は契約者に対して契約書を交付していないとの情報提供を受けています。契約書は、契約者が自己の権利と義務を確認するために必要な書類であるので、確実に契約書を契約者に渡すべきです。

第2 契約後の個別出演契約に関する要請

1. 契約時に可能な行為が確定しているので、それ以外の行為を含む仕事を、契約者に割り振らないこと

実際には個別出演契約を行っていない場合や、可能な行為の範囲を超えていた場合でも、その現場で初めてそれを契約者が知る場合、しかもプロダクションの担当者が「できる」などと後押しすると、契約者がそれを断ることが非常に難しいという実態があります。

また、複数の男優や男性スタッフが存在する場合、女性の契約者がその場で断ることはさらに実際には困難です。

プロダクションが契約者に対して善管注意義務を負うことは当然ですので、そもそも、可能な行為の範囲を超える仕事を契約者に対して配点すること自体が債務不履行であり、契約者は契約を行った際の可能な行為を超える行為を行う義務はありません。

プロダクションが契約者に対して義務なき行為を強要した場合は、契約者の真に自由な意思による出演にはならないので、それを防止するためには、プロダクションが可能な行為を超える仕事を割り当てる必要があります。

2. 個別出演契約時に可能な行為を超える仕事を判明した場合は、撮影を拒絶すること

プロダクションの義務として善管注意義務があり、契約者の身体に危害が及ぼないよう、また契約者の意に反した性行為が行われないように制作会社の要請を断る義務があります。

従って、シナリオにもなく、具体的な行為が契約者の「可能な行為」と抵触

する行為である場合には、現場での要請があったとしても、プロダクションとして阻止する義務があると考えます。

また、そのような内容の善管注意義務を契約書に明示するよう、要請します。

問合せ

1. 貴社が契約者に対して、契約書を交付していないという情報提供がありました。現在までの5年間において、総契約者が何名で、交付していない契約者が何名であるか、回答を求めます。

2. 貴社がスカウトに対して支払う費用は、1人あたりいくらか、単体女優か否かで金額が異なるのか、回答を求めます。

以上